

必要書類等確認書

この書類は申請フォーム
登録前に記入すること

学生証に記載の 学籍番号(8桁)		申請者氏名		記入日	
電話番号 (携帯又は固定)		スカラネットに登録した Eメールアドレス		年	月
スカラネット 受付番号	1	0	6	0	0
	5			-	0
				6	
				-	

※「スカラネットに登録したEメールアドレス」および「スカラネット受付番号」は、申請受付結果の確認やスカラネットのパスワードを忘れた場合に必要となりますので、登録完了後に控えとして記入しておいてください。

※マイナンバーの再提出が必要となった場合には、登録したEメールアドレス宛に日本学生支援機構奨学金からメールが送信されますので、必ずご対応ください（貸与奨学金案内（大学院）P42参照）。

・「I」～「II」の「確認項目」を順番に確認し、該当するものに「✓」をして必要書類等を確認してください。

・【原本提出】の指示がない書類は、大阪大学 CLE の「申請フォーム」から提出できます。

【原本提出】の指示がある書類は、各自で用意した封筒(角2)に封入し、「提出封筒貼付用紙」を貼付して郵送又は各学生センターの提出 BOX に提出してください。

・この「必要書類等確認書」は大学へ提出する必要はありませんが、記入内容をもとに大阪大学 CLE「在学採用申請フォーム」を登録し、申請内容に不備が無いよう注意してください。

I. 申請者（あなた）本人の状況及び必要書類または手続き					
#	確認項目	該当に✓	必要書類または手続き（未完了は「受付不可」）	備考	
1	日本国籍を有していない		以下のいずれか ・在留カード（又は特別永住者証明書）のコピー ・在留資格と在留期間記載の住民票の写し【原本提出】	・特別永住者と永住者は在留期間の記載不要 ・在留期間延長申請中は 延長申請書類のコピーも必要	
2	日本国籍を有しておらず 在留資格が「家族滞在」		日本の出入国在留管理庁発行の 『 出入国記録の写し 』【原本提出】	・出入国在留管理庁に開示請求し取得したものを 『 発行には時間がかかるので至急請求推奨 ！』	
3	マイナンバーカードがない	大学には 提出しない	住民票がある自治体（役所等）で『 マイナンバー記載の住民票の写し 』を発行し、「マイナンバー提出用サイト」からマイナンバーを提出する ※発行した『マイナンバー記載の住民票の写し』はマイナンバーの参照に使用し、 大学には絶対に提出しないこと ※日本国内に住民票がない場合は下記の「5」に回答する	左記書類を発行できた場合は、「マイナンバー提出用サイト」(『貸与奨学金案内(大学院)』p39)の「マイナンバー提出可否の選択」では、「 提出できます 」を必ず選択すること ※「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。マイナンバーを確認できる書類は 絶対に大学には提出しないこと	
4	日本国内に住民票がない		機構所定の『 マイナンバーに代わる提出書類 』（『課税証明書』等の添付が必要）	日本学生支援機構 HP からダウンロード (掲載ページは『貸与奨学金案内』p38 を参照)	
5	2025年1月1日時点で、 日本国内に住んでいなかった		『 海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書 』 ※上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	日本学生支援機構 HP からダウンロード (掲載ページは『貸与奨学金案内』p38 を参照)	
6	「授業料後払い制度」を 申請する (修士段階※のみ申請可)		以下を理解したうえで申請すること 採用後の『 返還誓約書 』（『貸与奨学金案内』p55）を提出する前に休学や退学等の学籍異動を願ひ出る場合は 授業料の後払いができず、納入が必要となる	※ 修士段階は 博士前期課程、修士課程、生命機能研究科1～2年次、高等司法研究科 が該当 ※ 「授業料後払い制度」は、春入学者は在学採用でのみ、秋入学者は二次採用でのみ申込可能	
7	博士課程※に在籍中で 第一種奨学金を申請する		博士課程※において日本学生支援機構の第一種奨学金に採用された人が、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）が実施する「フェローシップ事業等」の支援を受ける又は受けた場合は、第一種奨学金の「特に優れた業績による返還免除」は申請できません。申請フォームにて詳細を確認のうえ奨学金申請を行ってください。 ※ 博士課程は 博士後期課程、医歯薬学4年制博士課程、生命機能研究科 が該当		
8	海外渡航(留学等)中又は 2026年7月までに 渡航予定(留学等)の 予定がある		申請後も採用関係書類の提出などの手続きが必要です。 海外渡航(留学等)中でも KOAN 掲示等を見逃さず、滞りなく手続きできる方のみ申請してください。		
9	2026年4月1日時点で 休学中(休学予定) 又は2026年4月2日 以降に休学中(休学 予)がある		奨学金申請後に別途、 学籍異動報告フォーム から報告してください。 (https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/idou)		
10	入学時特別増額貸与 奨学金を申請する (2026年4月入学者のみ可)		日本政策金融公庫の「国の教育ローン」への申込みが必要となる場合があります。詳細は『貸与奨学金案内』P28を参照。		
11	あなた自身に住民税が課税 されてい、かつ、大学院 進学の前年1年前から前 日までの間に離職(又は無 給休職)し、年収が減少した (2025年度以降入学のみ可)	収入減少なし なら✓しない	以下のすべてが必要 ・スカラネット「⑧-1.(2)-(c)」で「はい」選択 ・『貸与奨学金案内』p32の「(3)申請方法」の必要書類(1)～(5)のいずれかの書類の提出	・現在の課程に入学した後の離職(休職)は該当しない ・配偶者の離職(休職)は該当しない ・ 必要書類が提出できない場合は特例措置の申請不可	

12	2024年1月2日以降に転職、かつ年収が減少した		スカラネット「⑧-1.(2)-(a)」で「はい」選択及び再審査の希望有無を選択。	「再審査を希望します」と回答する場合は後日、再審査に必要な給与明細等の書類の提出が必要です。 なお、再審査に必要な書類の提出期限等は再審査の対象となった方のみ、KOAN 掲示板(個別連絡)等から連絡します。(「貸与奨学金案内」p29-31 参照)
----	--------------------------	--	--	--

II. 配偶者の状況及び必要書類または手続き				
#	確認項目	該当に✓	必要書類または手続き (未完了は「受付不可」)	備考
21	配偶者のマイナンバーカードがない	大学には提出しない	配偶者の住民票がある自治体(役所等)で配偶者に係る『マイナンバー記載の住民票の写し』を発行する ※発行した『マイナンバー記載の住民票の写し』はマイナンバーの参照に使用し、 大学には絶対に提出しないこと ※日本国内に住民票がない場合は下記の「22」に回答する	左記書類を発行できた場合は、「マイナンバー提出サイト」(「貸与奨学金案内」p39)の「マイナンバー提出可否の選択」で、「 提出できます 」を必ず 選択すること ※「提出できません」を選ぶと審査が大幅に遅れます。 ※ マイナンバーを確認できる書類は 絶対に大学には提出しないこと
22	配偶者は日本国内に住民票がない		機構所定の『 マイナンバーに代わる提出書類 』(『課税証明書』等の添付が必要)	日本学生支援機構 HP からダウンロード(掲載ページは「貸与奨学金案内」p38を参照)
23	配偶者が2025年1月1日時点で、日本国内に住んでいなかった		『 海外居住者のための収入基準額算出ツール兼申告書 』 ※上記に加えて、記入した収入・所得や扶養等について証明する書類も添付必要	申請期限までに書類提出できない場合は、後日、日本学生支援機構から提出指示があった時点で個別連絡(KOAN 掲示)にてお知らせしますので、連絡があり次第速やかに提出できるよう準備ください。
24	配偶者が2024年1月2日以降に転職、かつ年収が減少した		スカラネット「⑧-1.(3)-(d)」で「はい」選択及び再審査の希望有無を選択。	上記 I. 12 を参照。